

## 第 11 回「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」議事要旨

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 日 時： | 平成 31 年 2 月 20 日（水）午後 1 時～午後 2 時 20 分 |
| 場 所： | 日本証券業協会 第 1 会議室                       |

### 次 第

1. SDGs 債の範囲及びガイドブックについて
2. 本分科会報告書（案）について

### 議 事

#### 1. SDGs 債の範囲及びガイドブックについて

本分科会下部の「SDGs に貢献する金融商品に関するワーキング・グループ」の徳田主査より、資料 1 に基づき、統一呼称「SDGs 債」の範囲及び会員役職員向け普及・啓発資料「SDGs に貢献する金融商品に関するガイドブック」について説明が行われたのち、意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。

#### ○主な意見等

- ・SDGs 債について、「事業自体が SDGs に貢献すると考えられる機関が発行し、インパクトに関する情報開示が適切になされている債券であっても、原則に沿っていない場合もある」との注釈があるが、こうしたケースはどのように認定されるのか。欧州では一般的な認識なのか。
- SDGs 債については、定義をきっちりと示すのではなく、その範囲に含まれると考えられる債券を例示した。しかし、ICMA 原則において、グリーン事業に特化した団体が発行する債券であっても原則に沿っていなければグリーンボンド等ではないとしていることも踏まえ、この注釈で、例示された範囲に含まれているからと言って ICMA 原則に沿っているわけではないことを示したものである。（徳田主査）
- ・WG には非常に精力的に検討いただいた印象である。国内において SDGs 債という呼称に統一するのであれば、ガイドブック P 8 の統計についても SDGs 債の発行推移とした方が良いのではないかと。これが SDGs 債の範囲に厳密に沿っているのか、あるいは ICMA 原則に沿うもの以外のカテゴリが国内にどれくらいの規模で存在するのか分かりかねるが、統一呼称に関連する統計であるので、SDGs 債とした方が良いと思う。
- 2014 年以降に発行されたものはほぼ ICMA 原則に沿っていると認識している。統計について、グリーン、ソーシャル、サステナビリティという区分を残すかどうかは要検討だが、

精査のうえ、SDGs 債というタイトルに修正したい。(徳田主査)

- ・最近いろいろな用語が乱立し、かつ人によって意味合いが異なることが多い中で、呼称統一は非常に良い試みであり、なるべく早く公表してほしい。ただ、事業会社の場合で、当該債券の調達資金の対象事業は SDGs に資するものだが、ほかに SDGs に反する事業を行うような会社による発行も今後想定されるのではないか。当該事業は SDGs に貢献するが発行体全体では SDGs に反する場合にはどうするのかという問題があると思う。

→SDGs 債の記載ではコーポレートファイナンスに寄せているが、個別の対象事業に基づくプロジェクトファイナンスを否定しているわけではない。ICMA 原則においてもプロジェクトファイナンスボンドも債券の種類に含めているが、規模としては、一般的にはスタンダードなシニア債が多い。そこで、範囲の記載にあたってはスタンダードなものに寄せる一方で、「一般的に」とすることで他のものを排除しないようにしている。また、より幅広い事例を含める観点で「事業自体が SDGs に貢献する機関」を例示に含めているが、ICMA との意見交換において、ICMA 原則で最も重視されているものとして資金使途に次いでレポーティングが挙げられていたことから、合わせてインパクトに関する情報開示を例示に加えた。(徳田主査)

- ・SDGs に反する事業を生業としている民間事業会社や、国際機関であっても事業トータルでは SDGs に反する機関が、SDGs に資する債券を発行することも考えられるのではないか。

→分かりにくい記載だったかもしれないが、「事業自体が SDGs に貢献すると考えられる機関」としたのは、その機関の事業全体が SDGs に貢献するものを指している。(徳田主査)

→そうであれば非常にクリアであるので、分かりやすく記載してほしい。

→主な事業に SDGs に反すると考えられるものが含まれる会社であっても、SDGs に貢献する事業を行い、そのための資金調達で債券を発行する場合には、原則に則っていることが前提ではあるが、プロジェクトの SDGs に対する全体的な効果がプラスになっている限り SDGs 債と呼んでいいのではないかと考えている。(事務局)

→限界事例ではあるが、SDGs に反する事業を行ってきた会社が、SDGs への貢献に向けた努力のひとつとして SDGs 債を発行するケースなども今後あり得るので整理しておくべきである。

→例えば、フランスの電力会社など、原子力事業が主だが再生可能エネルギー事業に舵を切るためにグリーンボンドを発行するケースがある。このように、資金使途を特定し、ICMA 原則に沿ったフレームワークで発行される債券については SDGs 債に含まれるという考え方をしている。最近グローバルでもネガティブなインパクトを考慮する流れにあるが、ワーキング・グループでも SDGs 債の範囲がグローバルな流れに沿うように検討した次第である。(徳田主査)

- ・グリーンボンド等の発行体の中には、本業として化石燃料を扱うなど何らかのアンチ的要素を持っているからこそ SDGs に貢献する債券を発行し、社会への貢献度を高めようとし

ている会社もあるので、コーポレートで定義するのはリスクな部分もある。

→セカンドオピニオンを行う機関は、会社そのもののサステナビリティ戦略を見ており、「将来的にこのようになりたいからグリーンボンドを出す」という側面が評価されるので、サステナビリティ戦略の方向性をしっかり示すことができるならば、事業において一部 SDGs にネガティブな側面を持つ発行体による SDGs 債も出てくると思う。(徳田主査)

- ・どれが SDGs 債なのか、どのように投資家に説明するのかを明確にして証券業界として足並みを揃えるべき。ワクチン債などは分かり易いが、それ以外の債券については、プロは自ら判断できると思うものの、個人投資家には難しいところもあり誤解が生じると良くないのではないか。

→グローバルスタンダードとのダブルスタンダード化を避けるため、明確に定義を設けず範囲として例示する形としているが、最近のグリーンボンドやソーシャルボンドなどが ICMA 原則に沿って発行されていることを踏まえ、ICMA 原則に沿った債券を SDGs 債として例示している。したがって、皆さんも説明しやすくなっているのではないかと考える。最近では、外部評価機関がセカンドパーティオピニオンを出しているケースが多いので、その点でも分かりやすくなっているのではないかと思う。(徳田主査)

- ・まだ修正すべき点があるかもしれないが、いったんこちらで進めさせていただくので、ご意見をお寄せいただければと思う。

## 2. 本分科会報告書(案)について

事務局より、資料2に基づき、本分科会としての報告書(案)について説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。

### ○主な意見等

- ・「I. はじめに」で、証券会社が SDGs に取り組むことがビジネス機会につながる趣旨が記載されているが、取り組まないことがビジネスリスクになるということにも言及すべきである。SDGs への取り組みが一般的になれば、過去の非 SDGs 的なものはなくなるということである。ここ1年で発行体も投資家も急速に意識レベルが変わってきた。経営戦略の中心に SDGs を据える発行体が増え、JSIF(日本サステナブル投資フォーラム)は投資家側でも日本のサステナブル投資の規模が約 232 兆円になったというレポートも出している。まだ規模は小さいが、それでも、運用資産に占めるサステナブル投資の割合は 2015 年に約 10%であったものが約 45%にまで増加した状況である。こうした事業を行っていない証券会社からは発行体も投資家も離れていく、SDGs に取り組むことはビジネスチャンスになる一方、取り組まないことはビジネスリスクであるということを感じ取らなければならない。SDGs はプラスアルファでやるものだという認識では、やらない証券会社も出てきてしまうだろう。
- ・情報開示について、企業側としては、政府やメディアなどから求められる各種アンケート

等への対応が負担になっている現状があるので、新たな情報開示に関する施策は望ましくない。既存のグローバルな格付・評価情報と連動させる仕組みの方が良いと思う。

→いわゆるアンケート疲れというものはあるが、そのなかで CDP（旧名称：カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト）というものができている。統一フォーマットとして作られ、約 15 年の実績がある。CDP は TCFD の考え方をかなり盛り込んであり、世界的にここに収れんしているという流れを報告書に記載することで、日証協が TCFD に賛同する背景なども分かり易くなるのではないか。

- 全体的にはきちっと書かれていると思うが、先ほどご指摘のあった「I. はじめに」の部分に関し、SDGs について証券業界がどのように捉えているのかという基本的なところが分からない。まだ会員の認識には濃淡があり、世のため人のためにプラスアルファで何かをやるものという認識が多数派である。これまでインパクト投資などが広まらなかったのは富の再分配（過剰に利益を得ている人が、不足しているところに資金を提供する）という考え方だったからではないか。SDGs は、「貢献」ということではなくて「企業活動そのもの」と捉えるものと理解している。証券会社がビジネスを通じて利潤を分配することがチャンスになるといった認識は SDGs とは違うのではないか。あくまで外部からの意見であるが、こうした記載は無くてもよいのではないか。SDGs に関する基本的な認知に関係してくる内容であり、誤解を招くのではないかと思う。

- 本分科会はボンドを中心に議論してきたので、ボンドに絞ってしまっているのではないか。証券会社の経営に SDGs を取り込むという部分は尤もで、ビジネスそのものが SDGs という意見にも同意である。ただ、まだまだこれからの会社もあるだろうし、既にある程度進んでいる会社もある中では、経営全体に言及するのではなく、ボンドの発行や販売といった側面に絞ってもいいのではないかと思う。

→あらためて意見照会をさせていただき、修正版をお送りさせていただきたい。

以 上

|  |
|--|
| 本件に関するお問い合わせ先：SDGs 推進室（03-6665-6783）<br>本議事要旨は暫定版であり、今後内容が一部変更される可能性があります。 |
|--|